

調達改善の取組

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）に基づき、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- 各府省庁は、毎年度調達改善計画を策定、年2回自己評価を実施し、結果を公表する。
- 行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、調達改善のノウハウの共有化等を図る。

今般、行政改革推進会議は、各府省庁の令和4年度調達改善計画の自己評価結果について、E B P M・歳出改革等有識者グループ構成員（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

※有川博構成員、石堂正信構成員、川澤良子構成員、瀧川哲也構成員、堀川義一構成員

点検結果の概要

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

入札前、契約前、事後など多段階にわたる内部審査を導入する取組や、外部有識者の意見を得て、競争参加者を増加させるための調達内容の見直しを行う取組、また調達情報の発信拡大の取組が見られる等、一者応札の改善等に向けた審査・管理の更なる充実が図られている。

(2) 調達事務のデジタル化

事業者積極的に政府電子調達システムの利用を推奨する取組等により同システムの利用促進が図られ、利用率向上が見られた。また一連の調達手続に同システムや電子メールを活用する等により事業者・発注者の負担の軽減が図られ、調達事務の効率化が促進されている。

(3) 電力調達・ガス調達の改善

エネルギー価格の高騰等により、競争性の確保を図ることが困難となり、安定受給を優先せざるを得ない事例が複数見られた。

(4) 調達改善に資する情報共有等

調達改善に資する実践的ノウハウ等の情報共有を効率的・効果的に実施するため、行革事務局は調達実務担当者を対象とした勉強会の開催、各府省庁の優良取組事例を掲載した電子掲示板の充実を図った。

(5) 今後の取組

各府省庁は、①一者応札の改善等に向けた取組について組織内で情報を共有し、業務担当部署も含めた取組の定着を図るなど、審査・管理の更なる充実を図ること、②調達事務のデジタル化については、調達事務の効率化だけではなく行政サービスの維持等の観点を持つことが重要である。行革事務局は、上記の各府省庁の取組状況を確認して、有効なノウハウを共有し、調達改善に向けた取組の定着を支援していくことが必要である。